

- 十、刀劍帶革を締めるには、其度合と高さとに注意して、上衣の皺を兩脇に集め一見見苦しからぬやうにすること。
- 十一、外套などを巻くときには、姓名の書き込んである片布などを現はさぬこと。

(三) 营内の日課

軍隊の日課は季節に隨ひ多少の差異はあるが、初年兵が入營した當時の日課は大概左の通りである。但、土地に依つては、必ずしも普通の軍隊と同一でない兵營もある。

日課の一例（十二月一月頃）

- 午前六時 起床引續き日朝點呼
- 午前六時四十分 朝食分配
- 午前七時 朝食
- 午前十一時三十分人馬の診斷
(午前七時より十一時卅分までの間は、學科練兵等がある)
- 午前十一時四十分晝食分配
- 正午十二時 晝食
- 午後五時四十分 夕食分配

(晝食後より夕食分配迄は演習其他の勤務に服す)

○午後六時 夕食

○午後八時三十分 日夕點呼

(夕食より日夕點呼迄の間には學科等がある)

○午後九時 消燈

先づ概畧右の通りであるが、細部の時間等に於ては勿論多少の相異があることは前にも述べた通りである。通常食後少くも三十分間は休憩であつて、此間に服装を整へて演習出場の準備を爲すものである。夏季になると、起床が午前五時頃となり、其代りに晝食後二時間

餘の午睡を許されることがある。かういふ風に、軍隊は總てが時間に依つて、規定せられるから、入隊した當座は多少窮屈を感じることはあらう。けれども段々之れに慣熟すると、心の中までドシく時間通りに行くので誠に心持のよくなるのである。

(四) 病氣のとき

人間は病氣の容器であるとさへいはれて居るから、いかに軍人だからとて、病氣に罹らぬとは保證が出來ない。若しも病氣に罹つたときは直ちに之れを内務班長に申出で、診斷を受けるやうに手續をして貰はねばならぬ。軍人は決して病氣を恐れてはならぬが、ひどく惡る

くなるまで我慢するといふことは、治療に多くの日数を要し、却つて演習勤務を休むことが多くなるの虞があるのである。其れ故に、兵卒は病氣に罹つたならば、ひとくならぬうちに、之れを診て貰ひ、早く治ほして、勤務演習を缺かさぬことに氣を附けてゐなければならぬ。普通病氣のときは、日朝點呼の際内務班長に届出で、又急病のときは断を受け、之れに應する治療を施して貰ふべきである。病氣の重いもの又は惡質のものは夫れく病院に入つたり、又は轉地療養に出でたりするが之れは皆軍醫と中隊長などがすることと、本人は一日も速かに

に全快するやうに心掛けてさへ居れば可いのである。

初年兵などには動もすると、誤解をして、少々の病氣は深くかくし遂に我慢がしきれなくなつてから診斷を乞ふものがあるが、之れは自分の苦痛のみならず、三日で治はるもの十日も二十日もかゝつて治はさねばならぬやうに我慢すると、軍隊の蒙る迷惑も亦大したものである。なる程少しばかりの病氣を仰々しく申立つるのは男子として、誠に弱いことのやうではあるが、かういふ勇ましい元氣は戰場に出た際に出すことゝして、日頃は勉めて保養を第一とし、そして大丈夫な身體を以て戰場に臨む準備をせなければならぬ。この事は深く考へて

居つて、軍人の本分を盡すには如何にするのが適當であるかを思ひ廻らして病氣の處分をするが宜いのである。

(五) 休暇

休暇には、一般休暇、慰勞休暇、請願休暇、褒賞休暇の四種類がある。

一、一般休暇は日曜日、大祭祝日、年末年始其他臨時に發生する准大祭祀日等。(勤務演習に差支なきものは外出を許可せらる)

二、慰勞休暇は野外演習や検閲などが濟んで其勞を慰する爲めに附與せらるゝもの。(勤務演習に差支なきものは外出を許可せらる)

三、請願休暇は父母の病氣危篤又は死亡した爲めに、歸省を要するやうな場合に、本人が手續を経て願ひ出たとき、二週間以内の日數を許可されるものである。(これには請願休暇許可の證を渡さるものある)

四、褒賞休暇は品行方正、學術優秀で勤務に勉勵なるものに、一箇月一日賜はる尤も名譽な休暇である。(外出を許可せられ都合によりては外泊を許されて歸省することも出来る)

右の四種の休暇の中で、最も名譽なのは褒賞休暇である。此休暇は軍隊手牒の善行欄に記入せられ、滿期除隊の際には、これが本人の在營間の履歴となり、眞面目に務めたといふ善き證據となるのであるか

ら、之れを戦時に例へたら立派な戦功となるのである。在營間一度として褒賞休暇を貰ふことの出来なかつたやうな兵卒は、甚だよくない性質のものである。

勤務勉勵、學術優秀、品行方正と唯口に云へば譯も無いことであるが、各兵卒が眞面目にやる其中で飛揚けて眞面目でなくてはならぬから、なかなかむづかしいのである。褒賞休暇を多く賜はつたやうな人は、満期歸郷しても地方の人々のうけが善く、多くの信用を受けて、何かにつけ重く用ひられるものである。初年兵は入隊の當初からよく氣を附けて、善良な兵卒とならなければならぬ。

(六) 勤務

苟も兵營といふ家に入つた以上は、唯に演習ばかりで無く、種々の細かい用事がある。之れを勤務と名を附けるのである。廐の番をしたり、風紀衛兵となつたり、炊事の仕事に従事したり、本部や中隊の傳令となつたり、是等は演習に次いで大切な軍隊の務め向である。

初年兵が入營した當座は此等の勤務には服しないが、漸々軍隊の内情がわかつて來て、教育も大に進み、諸動作が確實になると、此諸勤務を命ぜられるのである。

勤務は平時軍隊に於て必要なばかりで無く、戦時に於ては益々大切

なものとなる、例へば、戦場に於て夜間宿營の際厩の監視をしたり、要所／＼に歩哨となり、一地から一地へ傳令となるなどは、平時の勤務は戦場の本務となるものであつて、若しも此等の諸勤務を充分行ふことが出来なかつたならば其れこそ我軍の爲めに大なる損失である。故に兵卒は演習に熱心なばかりで無く、勤務にも亦熱心に從事して、よく慣れて置かなければならぬ。孰れか一つが上達して一つが不熟練であつたならば、恰も片足無い人間のやうなもので、軍人として完全な働きは出來ないものである。

勤務の熟達は演習の進歩と共に段々よくわかつて来るもので、決し

て一朝一夕に出來得べきものでは無いから、平時からよく熟達して置かなければならぬ。兵卒が初めて勤務に服するときに於て、日頃習ひ覚えた演習や學科等を實地に活用するものであることがわかるであらう、況してや演習に不熱心なものは、どうしても勤務の成績が優秀であり得ないものである。

(七) 演習と學科

敵に當つて之れを擊破る方法を練習するのが即ち演習である。軍人は何は措いても敵を破る演習を第一とせなければならぬ。之れが爲めには、上官の命令號令を遵奉して、一生懸命に其教へを受け、天晴帝

國軍人として耻かしからぬ良兵卒となるの心掛がなくてはならぬ。初年兵當初の演習は眞に其の基礎を作るものであるから、多少興味が渺いのは誠に已むを得ない所であるが、漸次月日が経つて来るに墮ふて、演習の時間も長くなり、面白味も加はつて来る。

學科は兵卒に必要な知識を授ける爲めのものではあるが、決して演習の事柄と離れるものでは無い。學科と演習と相俟つて戦争の方法を熟練せしむるものである。

既に勅諭にもお示しなされたやうに、「軍人にして報國の心堅固ならさるは如何ほど學術に長し技藝に熟するも猶偶人に等しかるへし」と

あるは、何を爲すにも國に報ゆるといふ心が頭を離れてゐてはならぬといふことなのである。其れ故に、初年兵として學科を學び演習を教はるにも、常に君國の爲めに骨を折るのだといふ決心覺悟を忘れてゐてはならぬ。此心さへ離さなかつたならば、如何に困難な事に出会しても、如何にむづかしいことに出会しても、少しも困難と思はず、むづかしいと思はずに面白く勉強することが出来るのである。

申までも無いことではあるが、強兵となるも弱兵となるも、全く演習の際に於ける兵卒心得一つである。

初年兵の教育には、古兵とは別になつて、中隊長統轄の下に、中隊

第九章 日常の心得

(一) 賞罰に關して

軍隊の秩序を維持するには、種々の方法規則が設けられてあるが、最も良法と稱すべきは賞罰の法である。善き行ひをすれば賞し、惡しき行ひをすれば之れを罰して、善行と惡行とを區別し以て、嚴正なる

軍隊の秩序を維持するのである。

品行方正、學術優秀、勤務勉勵なる者には、一箇月一日の褒賞休暇を與へられ、以て其模範とすべきことを一般に示さるゝのである。此

附將校が係の教官となり、之れを數個の教育班に分ち、助教助手たる下士、上等兵から主に教へを受けるものである。

休暇は他の休暇に比して最も特權あるもので、之れを以て外泊歸省を許されることもある。

現役中褒賞休暇を賜はる程の善行を續けたものは、滿期除隊の際に善行證書を附與せらるゝものである。これは在隊間の褒賞休暇と同じく郷里に於て好き評判を取る唯一の好材料となり、多くの人々から信用されて從つて自分の身に幸福を受くることとなるものである。

戰時に於ては、勳功あるものに對して、勳章、年金、一時金を賜はり殊に敵前に於て武功抜群の者へは軍人として最名譽なる金鷲勳章を賜はり、一家一門の譽れ此上も無い。又公務の爲めに傷痍疾病に罹つ

た者には、恩給の恩典方法もあるのである。

右の事柄と反対に、素行の修まらざるものは、陸軍懲罰令に照られて營倉に錮せられ、醜き處分を受け、尙ほ罪の重いものは、彼の嚴格なる陸軍刑法に照されて、禁錮以上の刑罰に處せられるのである。併ながら、軍人は軍隊の規則を守り眞面目に其業務を盡しさへすれば、懲罰令に觸れることも無く又刑法上の罪八となるやうなことは勿論無いのである。又現役軍人は在隊間陸軍の法規を守るばかりでなく一般の普通刑法をも守らなければならぬ。

(二二) 上官古兵に對して

軍隊に入ると、上官から叱られるとか古兵から苛められるとか、世には様々な風評があるが、二十年も三十年も前ならば知らぬこと、今日に於ては決してさういふ亂暴な事は無いのである。軍人は戦場に出でて敵を撃ち破るといふのが本來の任務であるから、其の教育法も壯丁教育法とは固より立場が違ふのである。如何なる困苦缺乏にも堪へよう戦場の苦慘を排して敵に勝たねばならぬ仕事であるから、入營して未だ長く月日の経たぬうちは、多少辛らくならぬ仕事であるから、又軍隊の規律や軍人らしからぬ弱い態度をするやうなことがあつたならば、上官は遠といはねばならぬ。

慮なく訓戒をするものであるから、其れを無闇に叱られるのだなどと考へたり言つたりするものは、其れは其の人が間違つてゐる。

古兵が苛める——今日では軍隊にてはこの事に就いて餘程注意をしてゐるので、十年前の様子とは全く面目を改めたのである。戦争を爲さねばならぬ軍隊の務め向きは、無論各兵卒の思ふてゐる如く容易いものでは無いのである。自分の意の如くならぬからといふて、其れで軍隊を厭ふべきものゝやうにいふのは、日本國民として甚しき不都合といはねばならぬ。

こんな事をいふ連中は、多くは肉體の苦痛を忍び能はぬ薄志弱行の

徒で、之れを一般社會に出しても、どうせ成功する望みを持つた人では無いのである。なる程軍隊の教練は肉體の爲めには隨分苦痛なことが多い。けれど、此の演習に依つて苦痛に慣れて置いたならば、他日戰場に出た際に、少々の苦痛は物ともせず敵を打破ることが出来るのである。

古兵が苛めるといふ事實は絶對に軍隊には無いのみならず、實際に於ては上官は父の如く母の如く慈しみつゝ教育してゐるではないか、苟も初年兵にして多少の思慮があつたならば、上官の親切と初年兵故に苦勞骨折をするのに恐らくは感激するであらう。古兵に對しても

軍隊は世の風評を馬耳東風と聞き流さずに、爲し得る限り之れを取締り、萬が一にも初年兵を苛めるやうな不心得な古兵が居つたらば、中隊長は之れに嚴罰を科するなど、實に至れり盡せりであるから、文明の世に入營する今日の壯丁は、そんな形も無いことに恐るゝやうな事があつてはならないのである。

服従の道をよく守り、古兵へは兄として仕へ、蔭日向なく眞面目にやりさへすれば、決して人から惡口をいはれたり、苛められたりすることはない。新しいものなら新しいやうに古いものを立てゝ行かぬと或は人の惡しみを買ふことが無いともつかぬ。苛められるのが厭なも

のであるだけそれだけ自分の行ひを慎めば決して我身に災難の迫り來ることは無いものである。

(三) 外出の心得

兵卒の眞面目であるかないかは外出先に於ける動作を見たら直ちにわかる、外出先では上官の監視が無いから、蔭口向のある兵卒はとかく我儘なことをするやうになり、劣等な動作をもやり兼ねないのである。

外出の際には殊に服装態度を正しくし、缺禮、遅刻、暴飲暴食、不品行などをしないやうに心掛けねばならぬ。とり分け交る朋友には

周到なる撰抜を要し、折角眞面目にやらうと思つても、つい知らず知らずの裡に悪い友達の誘惑をうけて、金錢を浪費し、上官に對しては服従の道を缺き、不良の徒となり、粗暴倨傲の振舞のみ多くなつて、軍務に不熱心となり、喧嘩、女郎買ひ、淫賣買ひ、疾病、遅刻、逃亡等の悪い行ひをやらかすやうになるものである。

凡そ兵卒が不良の部類に入るものは、多くは外出先に於て悪い友から習ふてなるもので、軍人に取つては、外出はあまり有益なものでは無いのである。誰しも悪い兵卒になりたいとは思はないが、上官の監視の届かぬ自由な所へ出て、悪友の甘言に會ふて多くは墮落するもの

であるから、今日では軍隊に於ても、一般休業日等にはなるべく、營内に於て遊戯せしむるやうにて、外出は特別の用務のある人にのみ許すことゝしてゐる。

一度び悪風に染むと容易に眞人間にはなれず、其の中に上官の目に觸れて、罰を蒙りなどすると、つい自暴自棄して、わづか二年や三年の在營期を眞面目に務めることの出來ない、疵だらけの兵卒となつて満期歸郷しなければならない。郷里では軍隊に於て不眞面目な男として、比較的相手にしては呉れず、遂に一生人のにくまれ者となつて仕舞はなければならなくなるのである。其故に、軍隊に於て外出する

ときには各自に深い覺悟と用心とを要する次第である。

(四) 衛生に注意すること

衛生に就いては前既に述べた所であるが、疾病の中には不注意の爲めに出づるものあり、又花柳病の如く其身の不品行から發したものもある。花柳病の如きは殆んど故意に病氣を發こしたといはれても申開きは出來ぬ種類のものであるから、自己の身體に疾病を釀すといふことは自分の苦痛でもあるから、平素から殊に衛生に注意しなければならぬ。

不注意や不品行の爲めに病氣を發して、十日なり二十日なり演習や

勤務を休むやうなことがあつたならば、其日數だけ既に軍隊の務め向きを怠つたといふ事となり、軍人の本分に幾分かの缺點を來す譯となるのである。

殊に屢々病に臥すといふことは、從つて自分の體質を弱くし、戰時に於ても人並の戰鬪力を發揮することが出來なくなる。これは其人一人のみならず、斯かる人が多ければ多き程我軍の戰鬪力が薄弱などいふことに歸着するのであるから、身體を健康に保つといふことは殊に大切な務めである。況してや不品行の爲めに花柳病に罹り軍隊の務め向きを休み、病院の厄介になるやうな事をしたならば、唯に不忠不義

の軍人たるのみならず、上官の覚えも目出たからず、同僚朋友も爪はじきするやうになり、何人も病氣に對して同情して呉れぬのみならず其人に對して見舞もいふて呉れる人は無い譯である。

編者曰、曩に「軍隊スケッチ」を世に公にして三等症のみせしめさせし題し、一種の小説を書いたから、軍隊に於て花柳病を如何に悪むかは該小説を見て、一班を知つて貰ひたい。

殊に兵役を免れんが爲めに故意に身體を毀傷するやうなことがあつたならば、之れは不都合といふどころでなく、國家の罪人として由々しき罰をうけなければならぬ。編者曰、徵兵忌避に就いては第二篇に於て更めて詳述する所あるべし。

(五) 音信と日記

音信に就いて 郷里の父母兄弟、朋友、知己に向つて、時々安否を尋ね、併せて自分の近況を通知するのは自己の安否幸福を常に祈つて奥れる人々に對する一の禮儀といふものである。然ながら、音信を通ずるときには、軍隊のことを大仰に書かぬこと、有りもしないことを飾つたり、僕はつたりせぬやうに氣を附けなければならぬ。それでなくとも郷里の父母などは、常に子弟の身を案じて何か變つたことはあるまいが、辛い事はないのであらうかなど、色々取越し苦勞をして居るときもあるし、手紙の書きやうが誤つてゐるが爲に、却つ

て郷里の人々を心配せしむることがあつては、誠に相濟まぬ事である又度々音信をするといふことは、金錢のかゝることでもあり又其れが爲めに暇をとつてもならぬものであるから、無沙汰とならぬ限り、先方の安心の行くやうな方法を考えへて、順序よく音信を通すべきである。疎遠をしたり、又は心配をかけるやうなことを書送つたりすることは、孝行の道にも悖り、友人間の交りにも背く道理であるから、些細の事柄ではあるがよく心を用いなければならぬ。

日記を書く事 每日の出来事を記載して、日記を作るといふことは、誠に大切な事である。満期歸郷してからの紀念ともなり、將來

の爲めの参考ともなり、又一の樂しみとなるものであるから、日々習ふた事や、上官から訓戒されたやうなことは細大洩らさず書き留めて置くが可いのである。

兵卒は日記を書くには誠心を以て書かねばならぬ。自己を欺かねばならぬやうな書き方をしてはならぬ。日記の上に書き留めることの出来ないやうな事のあるものは、即ち眞面目な軍人として賞するに足らない部類である。如何なる事であつても、包みかくすことなく記入して置くこと、之れが爲めには人にきかしても見さしても少しも軍人として耻かしからぬ行ひをして置かなければならぬ。日頃から蔭日向の

ある兵卒は、かういふ場合に偽りの日記を書かねばならぬ。偽りの日記が將來に至つて何程の用を爲さう、従つて日記を書くのが興味が無く、几帳面な心も出て來なくなるのである。

俯仰天地に耻ぢすといふ風に、人が見て居らうが見て居るまいが、決して軍人として耻づかしからぬ動作をして置けば、日記を書くに至つても何等偽りを書くことは要らぬ筈である。軍人の眞の價値は此處にあるのである。二年なり三年なりの在營年月を、後來想起すことの出來ぬやうに葬つて仕舞ふのは甚だ殘念ではあるまいか。何も體裁好く書くことは要らぬ、自分の心覺えに少しでも文字を知つてゐる人は

其日／＼に自分の爲したこと書とめさへすれば事足りるのである。

(六) 几帳面な習慣

兵卒は眞面目であるへあれば可い。前にも屬々述べたやうに陰日向のある事や、うはべの體裁のみかひぐしく立働くやうな軍人は、實戦に連れ出したとき、少しも物の役に立たぬ。そして物事几帳面で、一點他人から非難を打たれぬやうに心掛けて居ることが至極大切である。其の日に爲すべき事は必ず其日に成し遂げて、所謂ズベラといふ事が大禁物である。入營した當初は大概物事が几帳面であるが、だん／＼軍隊の事情に慣れて來ると、心も横着になり、今日爲し遂げて置かねは行かなくなる。

ばならぬ事を、打ち棄てゝとかく上官のお叱りを受け、不眞面目な兵卒といふ汚名を受けるやうになる。几帳面でないと見込まれた兵卒は頗る不幸なもので、在營間上官からも朋友からも信じて貰ふわけには行かなくなる。

前節日記の記載などの如きは、最も適切な例で、自分が爲さねばならぬ事柄は、キチ／＼成し遂げ、表裏の行爲を作らぬやうにしなければならない。如何に軍隊の模様に慣れ切つたといふても、其れが爲めにズベラになるやうでは誠に心細い精神であると謂はねばならぬ。自分一身の事を他人から誹難されるやうな事では、他日歸郷して一

附錄

兵卒の顧問終

心得　常に勅諭の御趣旨を念頭より離さず、偶々不快の心が起つたときは、何事も忠節、禮儀、武勇、信義、質素の意味を観味して、陛下の御爲めに軍隊の務め向きを爲すものであることを考へ、不平の念は之れによりて直ちに癒せらるゝこと。

何事にても常に心地よく履行して、決して物事を厭ふやうな態度を人に見せかけてはならぬ。常に身體を清潔にし、人に接するには謙讓、

家を立てゝ行かうとしても、決して圓満な家庭も作られず、人の厄介にならずに済むやうな生計向きをすることも出來ないのである。軍隊は國民の學校とも稱せられるものであるから、此生活間に充分に几帳面な習慣を附けて置いて、満期歸休の際には郷黨衆閭の模範となるの覺悟が極く大切である。

痛み入る程の人物でなくてはならぬ。軍人は人並々よりも温和しく親切で、一朝起つときには山をも崩す程の勇氣が満々と窺はれるやうになくてはならぬ。

人と争ふといふことは絶対に避けねばならぬが、萬一男子の面目に關するやうなことを屈辱せねばならぬ場合には、何處までも男子としての氣象を發揮すること。之れ陛下の軍人の體面を維持する爲めである。即ち笑へば小兒も戯れかゝるやうに穏やかに、怒れば鬼神も畏縮する程ほどのにければならぬ。殊に身を戰場に置いたならば、忠節の前に何等の障碍もなく、死を見ること歸するが如く、大敵たりとも怖れ

ず、小敵たりとも侮らず、只忠節を盡すが爲めに猛火の中でも水の中でも笑ふて跳び込むの覺悟が必要である。此精神は必ず平時の教育に依りて養はれるものであるから、兵卒は平素から心膽の鍛錬に心を用ひ、物事に動せぬといふ氣象を附けて置かねばならないのである。又軍隊の規律を守ることは絶対であつて、上官や同僚の言葉を俟たず、自ら率先して軍隊の模範たらんとするの志が必要である。命令一下其れは爲し得べき事で且つ正義を進んだ立派なものである。

萬一にも受けた命令が、軍律に抵觸して居つても、其れを兵卒が抗議することは絶對に許されないのである。兵卒は命令通りに爲せば其責務を果し、善良なる兵卒として、些細の疵だもあらず。事の間違った責任は命令の實行者たる兵卒にはあらずして、命令を出した上官にがあるのである。然らば、上官が竊盜を爲せと命じたら竊盜を爲すか……といふ問ひあらば、兵卒は如何にするか、之れは問ひとしてもあり得べからざる所であつて、上官が兵卒に向つて竊盜を爲せなどと命ずることは決して無いのである、斯の如き試問は出す人が悪いのであつて、將校下士の責任を知らざる非常識の至りである。

右のやうな次第であるから、兵卒としては、何等の疑懼を抱かず、どしき實行すれば事足りるので、若しも自分の力で出來兼ねると思ふとも、生命の續く限り之れを行ひ斃れて而して後に已めば、其兵卒は軍人の本分を盡した模範の兵卒、忠義な兵卒である。讀法の第三條は此意味を含んだものである。

武技の習熟 軍人としては精神の確實なると共に武技に熟達しなければ決して完全な軍人では無いのである。大敵たりとも怖れず小敵たりとも侮らざる軍人の心膽と態度とは、精神の鍛練と共に武技の習熟によ

りて、各自に作る自信力に俟たねばならぬ。几帳面な精神所爲と共に教練技藝に上達して、決して人に一步も譲らぬ身分こそ、眞の好軍人である。武技の熟達には、必ずしも學問を必要とせず、學問の無い人は人の二倍も三倍も復習して、自分の身體に一定の型を作り、心手期せずして自然を爲すが如く反覆怠らないやうにすれば宜いのである。大きな機械を扱ふが如くむづかしいものでも無く、軍人の武術は確實の精神と體力とがあれば直ちに上達するものである。吾人が多くの経験に徴すれば、學問の有る人必ずしも技術に堪能ならず、學問の無き人必ずしも弱兵にあらず、唯誠心の籠つた習熟に俟つあるのみ。

困苦缺乏 に堪ゆ

戰場に於て尤も軍人を苦しむものは、困苦缺乏である。
如何に優勢な兵力を有し、如何に強烈な戰鬪力を有するも困苦缺乏に堪ゆるの精神が缺けて居つたならば、決して敵を壓倒することは出來ないものである。此習慣は平時から充分養ふて置かねばならぬ、軍隊に於ても此養成には尤も重きを置いては居るが、兵卒各自が其の心掛けで居るといふことも亦大切なことである。郷里から金錢を送つて貰つたり、人から金を借りたりするものは、即ち困苦缺乏に耐ゆるの精神に缺けて居るものである。貧苦と戰ひ、現在に甘んずるといふ習慣は即ち困苦缺乏に耐え克つ唯一の練習であつて、其實價を

發揮した兵卒は、軍隊から支給せらるゝ物品と手當金とにて日常の用を辨じ、猶剩餘を貯蓄するものさへあるやうな次第である。軍人は平素から勉めて困苦の渦中に投じてよく之れに耐え克つは良習慣を附けて置くことが最も大切である、郷里から金錢を貰ふなどは斷じて首肯の出來難き事柄である。

身體の強健

兵卒の年代は人間として最も強健な時代である。然るに往々健康を損じて服薬に疎むことなどあるが、これは甚だ嘆かはしい現象で、何事を爲すにも身體が無くてはならぬ。身體は既に陛下に差上げたものであるから、其の健康を保持すること

は陛下に對して重大なる義務と謂はねばならぬ。身體を全く自己の物と考へるは誤謬も亦甚しく、萬一にも不注意故意によりて損傷することもあらんか、不忠不義此上も無い徒事と謂ひつべしである。

附 錄 終

第 四 版 出 來

最新式 軍人の手紙

陸軍歩兵中尉 原田指月君著

郵定價
稅金四
錢
紙數二百五十
餘頁綴

此書は新兵と古兵とに條項を分ち、軍隊の行事が月々に依つて推移するに隨ひ、其事情に步調を合はして信書の認め方を、親切に、懇篤に、示したものである、著者の立場が現役士官であるだけに、兵卒諸君に取つては最も便宜なものたるを疑はない、乞ふ速に一本を衣嚢に入れよ。

發行所

東京市芝區三田聖坂
振替東京臺臺臺六番

三芳屋書店
電話芝三一七六番

製複許不
問顧の卒兵
付 奥

編輯者 原田指月
東京市芝區三田三丁目七番地

發行者 神谷竹之輔
東京市神田區松住町五番地

印刷者 菅井十郎
東京市神田區松住町五番地

印 刷 所
碇文舍

大正二年十一月三日印刷
大正二年十一月十一日發行

定價金二十五錢

增版出版來

陸軍歩兵中尉 原田指月君著

兵營生活軍隊スケッチ

郵定紙珍形クロ一ス
稅金二百九十五錢
紙數二百九十一餘頁綴

内 容 重營倉の三日間、三等症のみせしめ、寝
酒保の味、從卒の涙、治舍炊事臺
彈藥庫の歩哨、不時呼集、當事當痕
陸軍步兵中尉 原田指月君著

竿番番蟲

新兵生立の記

郵定紙四六判全一冊
稅價員金四百五十五
錢錢頁冊



終

